

市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の納期の特例申請書

(年 月 日提出)

和泉市長あて	①申請者	所在地(住所)					②特別徴収指定番号				
		名称(氏名)					③法人番号				
<small>地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。</small>			④連絡先	係	氏名	電話番号	()				
⑤ 特例の適用を受けようとする税額		年 月以後の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額にかかる納入税額									
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員(当該事業所の総人員)および各月の支払金額 (外書きは、臨時勤務者にかかるもの)	年 月	総人員数	給与の支払金額	年 月	総人員数	給与の支払金額					
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円					
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円					
	年 月	外 人 人	外 円 円	年 月	外 人 人	外 円 円					
⑦		(1)現に市税の滞納があり、または最近において著しい納入遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものときは、その理由の詳細 (2)申請日前1ヶ年以内に納期の特例についてその承認を取消しされたことがある場合には、その年月日									

※この下欄は記入しないでください。

処理欄	処理区分	却下の理由
	承認	
	却下	

- (注) 1. 申請書の書き方については、19ページの「納期の特例申請についての注意事項」をごらんください
 2. この申請書は、和泉市役所税務室市民税担当へ提出してください

納期の特例申請についての注意事項

1. 市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数(従業員の総人員数)が常時10人未満である特別徴収義務者です。
※「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということですが、多忙な時期等において臨時に雇用した者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であるということです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中に特別徴収した市民税・府民税・森林環境税をそれぞれ次に掲げる納入期限までに納入することになります。

税額を徴収した期間	納入期限
①6月分から11月分まで (退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	12月10日
②12月分から翌年5月分まで (退職所得に係る特別徴収税額についても同じ)	6月10日

※上記納入期限が土・日・祝日にあたる時は、その翌日が納入期限になります。

(4) 納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく、市長に届け出なければなりません。

(5) 特別徴収義務者は、承認の取消があったり、又は(4)に該当した場合には、(3)に規定する税額を徴収した期間のうち、当該取消又は届け出の日の属する月分以前の各月割額は、その取消又は届け出の日の属する月の翌月の10日までに納入しなければなりません。

2. 申請書の書き方

①の欄には
本市より指定されている特別徴収義務者の所在地及び名称(個人事業主である場合には、事業主の住所及び氏名)を記入してください。

②の欄には
本市より指定されている「特別徴収義務者指定番号」を記入してください。

③の欄には
国税庁より指定されている13桁の「法人番号」を記入してください。

④の欄には
担当者の係、氏名、電話番号を記入してください。

⑤の欄には
特例の適用開始を希望する年月を記入してください。

⑥の欄には
申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払を受ける者の数(当該事業所の総人員)と各月の給与の支払金額(賞与等の臨時の給与の金額を含みます。)とを記入して下さい。この場合、臨時の勤務者があるときは、その人数と支払金額をそれぞれ外書きしてください。

⑦の欄には
該当する場合に限り、必要事項を記入してください。

◎ ご注意

滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けましても、滞納したり、納入遅延をいたしますと、この特例の承認を取消することがあります。